

令和7年度入学者選抜における「特例追試験」の実施について

岩国短期大学では、季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症により受験できなかった場合、「特例追試験」を行います。

1 特例追試験の実施について

出願後、季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症により受験できなかった場合には特例追試験を行います。特例追試験は、以下の条件に該当する場合に受験できます。

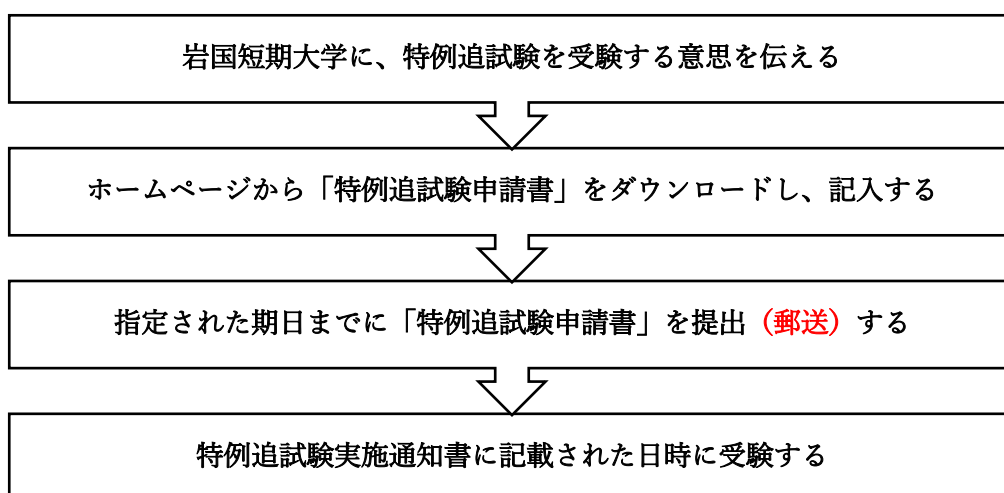
「特例追試験申請書」を提出することにより、同じ選抜種別の後日実施される日程で受験できます。その場合、特別な理由が認められない限り直近の日程での受験となります。

特例追試験の場合は出願書類の再提出及び検定料の再納付は必要ありません。

特例追試験を受験できる入学者選抜は下の表のとおりです。

選抜種別	A日程	B日程	C日程	D日程	E日程	F日程
総合型選抜	○	○	○	○	○	×
学校推薦型選抜(指定校推薦)	○	×				
学校推薦型選抜(一般推薦)	○	○	×			
一般選抜	○	○	○	×		
長期履修学生選抜	○	×				
選抜種別	A日程	B日程	C日程	D日程	E日程	
社会人選抜	○	○	○	○	×	

2 特例追試験の手続きと流れ



3 試験当日の留意事項

試験会場に来場される場合は、次のことに留意してください。

- (1) 37.5 度以上の発熱が認められた場合、当日の受験はできません。
- (2) 休憩時間を含め受験者同士の会話は控えてください。
- (3) 試験会場には、アルコール消毒液を設置していますので、入退出を行う際には、手指消毒を行ってください。
- (4) 試験室の換気のため、扉や窓を開放する時間帯があります。上着やひざ掛けなどが必要と思われる場合は持参してください。
- (5) 昼食が必要な場合は各自持参し、指定された場所ですべてください。
- (6) 試験終了後、退出の指示に従ってください。大学構内ではマスクを廃棄せず持ち帰ってください。

4 その他

そのほか、ご不明の点は岩国短期大学入試広報センターにお問い合わせください。

TEL : 0827-31-8141